役員報酬規程

一般社団法人関西ニュービジネス協議会

第1条(目的)

本規程は本会の常勤役員(以下単に役員という)の報酬について定める。

第2条(報酬の決定)

役員の報酬は別表の通りとし、理事会の承認を得て、会長がこれを決定する。

第3条(報酬の決定基準)

役員報酬は、事務局職員の最高額及び同種の法人の水準を勘案して決定する。 但し、会の財務状況等やむを得ないときは任期途中においてもその額を削減することが ある。

第4条(報酬体系)

役員の報酬は、原則として役員報酬一本とする。

ただし、使用人兼務役員については、兼務状況によって役員報酬と使用人給与とに区分して支給する。

第5条(非常勤役員の報酬)

非常勤役員の報酬についてはこれを支払わない。

第6条(通勤費)

事務局職員給与規程による通勤手当相当額を支給する。

第7条(月給制)

常勤役員に報酬を支払う場合は月給制とし、在任期間中において欠勤または欠務時間が 生じても欠勤控除は行わない。

第8条(支給日·計算期間)

事務局職員給与規程に準ずる。

第9条(控除)

報酬から以下を控除する。

- ① 所得税及び地方住民税
- ② 健康保険料、介護保険料及び厚生年金保険料

第10条(役員賞与)

役員賞与は支給しない。

第11条(施行)

本規程は特別民法法人関西ニュービジネス協議会が、一般社団法人への移行登記日より施行する。

別表〈年間総報酬額〉

年間総報酬額の上限は、以下のとおりとする。

専務理事	10,000千円
常務理事	8,000千円
理事	7,000千円